

判例研究

相続人のうちの一人に対して
財産全部を相続させる旨の
遺言における相続債務の
負担及び遺留分侵害額の
算定について

柳
勝司

最高裁平成21年3月24日3小法廷判決（平一九（受）1548号。上告棄却〔確定〕）（持分権移転登記手続請求事件）民集63巻3号427頁、家裁月報61巻9号93頁、判例時報2041号45頁、判例タイムズ1295号175頁

（一審福岡地裁平成19年2月2日判決 二審福岡高裁判決平成19年6月21日判決）

〔事実関係〕

Aは、平成15年7月23日、Aの有する財産全部をY（被告・被控訴人・被上告人）に相続させる旨の公正証書遺言（以下「本件遺言」という。）をした。

Aは、同年11月14日に死亡した。同人の法定相続人は、子であるX（原告・控訴人・上告人）とYである。

Aは、相続開始時において、不動産を含む積

極財産として4億3231万7003円、消極財産として4億2483万2503円の各財産を有していた。本件遺言により、遺産全部の権利が相続開始時に直ちにYに承継された。

Xは、Yに対し、平成16年4月4日、遺留分減殺請求を行使する旨の意思表示をした。これに対して、Yは、同年5月17日、前記不動産につき、平成15年11月14日相続を原因として、Aからの所有権移転登記を了した。

Xは、Aの消極財産のうち可分債務については法定相続分に応じて当然に分割され、その2分の1をXが負担することになるから、Xの遺留分の侵害の算定においては、積極財産4億3231万7003円から消極財産4億2483万2503円を差し引いた748万4500円の4分の1である187万1125円に、相続債務の2分の1に相当する2億1241万6252円を加算しなければならず、この算定方法によると、上記侵害額は2億1428万7377円となるので、Xは、本件不動産につき4億3231万7003分の2億1428万7377円の共有持分権を有すると主張した。

これに対し、Yは、本件遺言によりYが相続債務をすべて負担することになるから、Xの遺留分の侵害額の算定において遺留分の額に相続債務の額を加算することは許されず、上記侵害額は、積極財産から消極財産を差し引いた748万4500円の4分の1である187万1125円になると主張した。

〔一審判決〕 一部認容、一部棄却

「原告Xは、遺留分減殺請求権の行使により、被告が取得した権利のいずれについても、積極財産全体の評価額4億3231万7003円のうち遺留分侵害額187万1125円の割合による部分を取得したことになるから、本件不動産について4億3231万7003分の187万1125の割合の共有持分権を取得したというべきである。」

〔二審判決〕 控訴棄却

「相続分の指定の効力が相続債務について及ぶかについては議論の余地がないではないが、債権者との関係では後記の通りその指定を対抗できないとすればたりののであるから、被相続人の合理的意思、相続人間の公平の見地に加え、

包括遺贈の場合（民法990条）との対比からも、これを肯定的に解するのが相当である。とりわけ本件のように相続人の一人に全部の相続分の指定がなされた場合には、このように解するのが被相続人の合理的意思に合致するとともに、相続人間の公平が図られるというべきである。・・・

本件遺言は、遺産分割の方法の指定とともに相続分の指定であると解されるところ、このように相続分が指定された場合、対債権者との関係ではともかく、少なくとも相続人間では、相続債務は、指定に従って承継されるというべきであって、相続分全部の指定を受けた被控訴人Yが相続債務の全部を承継するとともに、控訴人Xはこれを承継することはないから、控訴人Xの遺留分侵害額を算定するに際し、加算すべき相続債務は存しないというべきである。したがって、控訴人Xの主張は、採用することができない。」

[上告理由]

上告理由として述べられている趣旨は次のようなことである。

(1) 本件遺言は、「遺言者の有する財産全部を遺言者の長男Yに相続させる」というものであり、債務を含めた相続分を指定する意思などは遺言には表れていない。それにもかかわらず、遺言者の意思解釈として、積極財産の全部を相続させる意思を以て、消極財産の処分に関する意思解釈をも行うことは論理の飛躍である。

(2) 民法990条は、「包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する」と規定するが、2名の相続人がある場合に、相続人ではない者に2分の1の包括遺贈があった場合には、990条の解釈として、債務の負担について、受遺者は2分の1、各相続人は4分の1とする可能性もあり、各人が3分の1と解釈する可能性もある。後者の解釈の可能性を採用すれば、本件事案においても、XとYとは債務負担は2分の1となる。

(3) 相続人が相続債務について内部的にその負担を決めても債権者との関係においては対抗できない。したがって、積極財産を遺言によって得ることがなかった相続人でも相続債権者

に対して履行に応じなければならず、その後、履行した相続人が受遺者に求償するとしても、「(原審判決によると) 相続開始後に生ずる受遺者あるいは相続財産を独占した相続人の無資力の危険を遺留分権者が負担することになり、遺留分制度が根幹から否定されることになる」。

【最高裁判決】

【主文】 本件上告を棄却する。

【理由】 「Aは、平成15年7月23日、Aの有する財産全部をY(被告・被控訴人・被上告人)に相続させる旨の公正証書遺言(以下「本件遺言」という。)をした。本件遺言は、Yの相続分を全部と指定し、その遺産分割の方法の指定として遺産全部の権利をYに移転する内容を定めたものである。・・・

相続人のうちの一人に対して財産全部を相続させる旨の遺言により相続分の全部が当該相続人に指定された場合、遺言の趣旨等から相続債務については当該相続人にすべてを相続させる意思のないことが明らかであるなどの特段の事情のない限り、当該相続人に相続債務もすべて相続させる旨の意思が表示されたものと解すべきであり、これにより、相続人間においては、当該相続人が指定相続分の割合に応じて相続債務をすべて承継することになると解するのが相当である。

もっとも、上記遺言による相続債務についての相続分の指定は、相続債務の債権者(以下「相続債権者」という。)の関与なくされたものであるから、相続債権者に対してはその効力が及ばないものと解するのが相当であり、各相続人は、相続債権者から法定相続分に従った相続債務の履行を求められたときには、これに応じなければならず、指定相続分に応じて相続債務を承継したことを主張することはできないが、相続債権者の方から相続債務についての相続分の指定の効力を承認し、各相続人に対し、指定相続分に応じた相続債務の履行を請求することは妨げられないというべきである。

そして、遺留分の侵害額は、推定された遺留

分算定の基礎となる財産額に民法1028条所定の遺留分の割合を乗じるなどして算定された遺留分の額から、遺留分権利者が相続によって得た財産の額を控除し、同人が負担すべき相続債務の額を加算して算定すべきものであり（最高裁判平成5年（オ）第47号同8年11月26日第三小法廷判決・民集50巻10号2747頁参照）、その算定は、相続人間において、遺留分権利者の手元に最終的に取り戻すべき遺産の数額を算出するものというべきである。したがって、相続人のうちの一人に対して財産全部を相続させる旨の遺言がされ、当該相続人が相続債務もすべて承継したと解される場合、遺留分の侵害額の算定においては、遺留分権利者の法定相続分に応じた相続債務の額を遺留分の額に加算することは許されないものと解するのが相当である。

遺留分権利者が相続債権者から相続債務について法定相続分に応じた履行を求められ、これに応じた場合も、履行した相続債務の額を遺留分の額に加算することはできず、相続債務をすべて承継した相続人に対して求償し得るにとどまるものというべきである。

これを本件についてみると、本件遺言等からAの負っていた相続債務についてはYにすべてを相続させる意思のないことが明らかであるなどの特段の事情はうかがわれないから、本件遺言により、XとYとの間では、上記相続債務は指定相続分に依拠してすべてYに承継され、Xはこれを承継していないというべきである。そうすると、Xの遺留分の侵害額の算定において、遺留分の額に加算すべき相続債務の額は存在しないことになる。

以上と同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。」

【研究】

〔1〕遺産の全部を相続させる旨の遺言における相続人間の相続債務の負担

本判決の事案においては、遺言者Aの法定相続人としてYとXとが存在し、Aは公正証書によって、Aの有する財産全部をYに相続させる

旨の遺言をしている。このような遺言がある場合に、Aの有する財産全部を相続するYは、遺言者A（被相続人）のすべての債務をも相続することになるのであろうか。本最高裁判決は、原審判決を支持して、次のように述べ、それを肯定する。

「相続人のうちの一人に対して財産全部を相続させる旨の遺言により相続分の全部が当該相続人に指定された場合、遺言の趣旨等から相続債務については当該相続人にすべてを相続させる意思のないことが明らかであるなどの特段の事情のない限り、当該相続人に相続債務もすべて相続させる旨の意思が表示されたものと解すべきであり、これにより、相続人間においては、当該相続人が指定相続分の割合に応じて相続債務をすべて承継することになると解するのが相当である。」

しかし、上告人Xは、上告理由中で、「積極財産の全部に関する意思を以て、消極財産の処分に関する意思解釈を行うことはどう考えても論理の飛躍である」と述べ、原審判決を批判し、その批判の根拠として、「包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する」と規定する民法990条を引用し、相続人ではない者に遺言者の有する財産を包括遺贈するという趣旨の遺言がなされた場合を具体的事例として上げ、その解釈の二つの可能性を示している。確かに、上告人Xが具体的事例において言うように、相続人ではない者に遺言者の有する財産を包括遺贈するという趣旨の遺言がなされた場合には、遺言者の債務については、受遺者はどのような割合で負うのか、相続人はどのような割合で負うのかということが定まらないという問題が生じ得るであろう。

しかし、本最高裁判決は、「相続人のうちの一人に対して財産全部を相続させる旨の遺言により相続分の全部が当該相続人に指定された場合」として、判断をしている。従って、上告理由中で指摘されているように、相続人ではない者に遺言者の有する財産を包括遺贈する場合の問題はあるとしても、本件事案においては、相続人のうちの一人に対して財産

全部を包括して相続させる場合であるので、上告理由中でXが指摘した問題については扱わないことになる¹⁾。

そこで、あらためて、「相続人のうちの一人に対して財産全部を相続させる旨の遺言」がなされた場合のみについて検討をすることとする。そして、その場合の問題点は、遺言者の有する財産全部を相続人の一人に相続させる旨の遺言において、遺言者（被相続人）が負っていた債務については誰が負担することになるのか（財産全部を相続する相続人だけが債務を負担するのか、相続債務については他の相続人も負担するのか）ということである。

この点については、遺言者意思の解釈の問題となると解されるが、一般に、「相続人のうちの一人に対して財産全部を相続させる旨の遺言」がなされた場合において、その相続人に相続債務をも相続させる趣旨であると解釈すべきであるかを検討することになる。

学説には、遺産には相続債務は含まれないと解釈されていることを根拠として、相続させる遺言がなされた場合でも、相続債務をも相続させる趣旨とは解されないとする見解²⁾がある。

しかし、この見解によると、遺産全部を相続させる旨の遺言によって遺産を相続できない相続人は不利な立場に立たされることになる。すなわち、遺言により遺産は相続できないが、相続債務については負担をしなければならない相続人は、相続放棄をしない場合には、相続債務を履行しても、遺留分にに基づく減殺請求をすることによって利益を得ることができるかの判断をしなければならないことになる。しかし、このような相続人は、相続財産を把握していない（相続財産を把握しているのは、遺言によって遺産全部を相続する相続人である。）ので、この判断をすることは非常に困難である。そのため、遺産によって相続債務を弁済できるか否かについて判断をすることができない相続人は、そのことについて不安を感じる場合には、事実上、相続放棄をせざるを得なくなるであろう。そこで、遺産の全部を相続させる旨の遺言によって遺産を相続する相続人は、同時に、相続債

務も全て負担することとして、そのような遺言によって遺産を相続しない相続人は、相続債務も相続しないということにすべきである。その意味において、本最高裁判決が、「相続人のうちの一人に対して財産全部を相続させる旨の遺言により相続分の全部が当該相続人に指定された場合、遺言の趣旨等から相続債務については当該相続人にすべてを相続させる意思のないことが明らかであるなどの特段の事情のない限り、当該相続人に相続債務もすべて相続させる旨の意思が表示されたものと解すべきであ・・・る。」と判示することは妥当である。

従来の下級審判決においては、特定の財産を特定の共同相続人に取得させる旨の遺言がある場合に、その特定の財産が特定の相続人の法定相続分の割合を超える場合には、相続分の指定を伴う遺産分割方法を定めたものであるとする判決が繰り返されている³⁾。このような下級審判決の流れからは、相続人のうちの一人に対して財産全部を相続させる旨の遺言により相続分の全部が当該相続人に指定された場合には、当然に、相続分の指定を伴う遺産分割方法を定めたものであるとされるであろう。そして、一人の相続人が相続分の指定として遺産全部を相続するのであるから、それと共に、当該相続人は、相続分の指定として相続債務の全部をも相続することになるであろう。その意味において、従来の下級審判決は、本最高裁判決と連続性があると思われる。

また、最高裁平成3年4月19日判決⁴⁾は、特定の遺産を特定の相続人に相続させる趣旨の遺言においては、遺贈と解すべき特段の事情のない限り、当該遺産を当該相続人をして単独で相続させる遺産分割の方法が指定されたものと解すべきであるとしたが、その最高裁判決においては、相続させる趣旨の遺言に遺産分割方法の指定の意味があると解されたのであれば、本最高裁判決の事案のように、遺産全部を一人の相続人に相続させる遺言の場合には、特段の事情がない限り、相続分の全部が当該相続人に指定され、当該相続人は全遺産を相続するとともに、相続債務の全てについても、当該相続人に指定

され、当該相続人は相続債務についても全て承継又は負担するものとされたと考えべきことになるであろう。

また、学説においても、相続人に対して財産を相続させる旨の遺言などにより遺産分割の方法が指定され、その対象財産の価額が当該相続人の法定相続分を超える場合には、相続分の指定（民法902条）を伴う遺産分割方法の指定であると解する説⁵⁾がある。そして、そのような説によれば、相続分の指定がされた場合、指定の効力が相続債務にも及び、共同相続人の内部関係では、各相続債務についても指定相続分の割合により承継又は負担するものと解され⁶⁾、遺産分割の方法として、全遺産が一人の相続人に指定されるならば、それと共に、全相続債務も、当該相続人に指定されることになるであろう。

〔2〕遺産全部を相続させる旨の遺言における相続人らと相続債権者との関係

〔1〕で述べたように、遺言によって遺産の全部を相続した相続人は、相続債務の負担について遺言者の意思があるなどの特段の事情がない限り、相続債務の全てを相続し、遺産を相続しない他の相続人は相続債務も相続せず、相続債務を負担しないことになる。しかし、そのことは、相続人の間での関係であり、相続債権者との関係においては異なって考えなければならないはずである。例えば、遺言により遺産の全部を相続した相続人が債務を負っていたような場合には、相続債権者には、その相続人から債務の弁済を得ることができないというような危険性も生じ得る。そのような危険性を回避するためには、相続債権者は、他の相続人に対しても債務の弁済を請求できるようにしなければならない。そのために、相続人らの間においては、一人の相続人が全ての遺産と全ての相続債務を負担することになったとしても、相続債権者との関係においては、政策的に、法定相続分に応じて各共同相続人は相続債務を負担し、相続債権者から請求があった場合には、各共同相続人は法定相続分に従って、その請求に応じなければならない、と考えられる⁷⁾。

学説においても、被相続人の意思だけで相続債務の負担の割合を変更することはできないこと、法定相続分の形式的画一性こそが相続的承継秩序と取引の安全とを調和させる唯一の手段であることなどを根拠として、相続分の指定は、共同相続人間の内部関係では効力を生じるが、相続債権者に対してはこれを主張することはできないと解するのが多数説⁸⁾であり、共同相続人間における相続債務の負担の取り決めは、相続債権者との関係においては効力はないと考えられる。

そこで、本最高裁判決は、相続人のうちの一人に対して財産全部を相続させる旨の遺言により相続分の全部が当該相続人に指定された場合、特段の事情のない限り、当該相続人に相続債務もすべて相続させる旨の意思が表示されたものと解すべきであり、これにより、相続人間においては、当該相続人が指定相続分の割合に応じて相続債務をすべて承継することになると解するのが相当であるとしても、右遺言による相続債務についての相続分の指定は、相続債権者の関与がなくされたものであるから、相続債権者に対してはその効力が及ばないものと解するのが相当であるとしたものであり、妥当であると考えられる。

〔3〕相続人の内部関係において相続債務を全て負担する相続人の遺留分侵害額の算定

さて、遺産の全部を相続させる旨の遺言により全遺産を相続する相続人は、相続人間においては全相続債務を承継するが、相続債権者との関係においては、法定相続分に応じて各共同相続人は相続債務を負担することになり、相続債権者は、相続人間においては相続債務を負担しない相続人に対して、法定相続分に応じて債務の履行を請求してくる可能性がある。このような場合において、遺言によって遺留分権を侵害されている相続人は、全遺産を相続して遺留分を侵害している相続人に対して、遺留分権に基づき減殺請求する際に、前述の法定相続分割合に応じた債務の額を相続債務者負担額として加算して請求できるであろうかということが問題となる。

相続人間においては相続債務を負担しない相続人に対して、相続債権者が、現実には、法定相続分に応じて債務の履行を請求し、その相続人が相続債務の支払いをした場合には、その相続人は、次に、相続人間では相続債務を負担する相続人に対して、相続債権者に支払った額について求償をするとともに、遺留分権に基づき減殺請求をもすることになる（このことについては、[4]で扱う。）。しかし、相続債権者が、相続人間においては相続債務を負担しない相続人に対して、相続債権について支払いの請求をするかしないか不確定な時点（換言すれば、相続債権者がまだ相続債権の履行請求をしていない時点）において、相続人間においては相続債務を負担しない相続人は、相続人間では相続債務を負担する相続人に対して、求償をすることはできないであろう。従って、この時点においては、相続人間においては相続債務を負担しない相続人が、相続人間では相続債務を負担する相続人に対して請求できるのは、遺留分権に基づく減殺だけであるということになる。

本最高裁判決が、相続債権者が相続人間においては相続債務を負担しない相続人に履行の請求をしていない時点においては、「相続人のうちの一人に対して財産全部を相続させる旨の遺言がされ、当該相続人が相続債務もすべて承継したと解される場合、遺留分の侵害額の算定においては、遺留分権利者の法定相続分に応じた相続債務の額を遺留分の額に加算することは許されないものと解する」ことは当然であり、妥当である。

確かに、本最高裁判決の事案においては、遺言により相続人間においては相続債務を負担しないXに対して相続債権者が弁済請求をしてくる可能性はあり、また、弁済請求を受け、弁済に応じたXが、相続人間においては相続債務を負担するYに求償したが、Yが無資力であったというような、Xにとって、想定外の事態が起こる可能性はある⁹⁾。

しかし、(a) 相続人間において相続債務を負担していない相続人に対して、相続債権者が債権の履行を求める可能性のある場合（換言すれ

ば、相続人間において相続債務を負担していない相続人に対して、相続債権者が債権の履行を求めてはいない場合）、(b) 相続人間において相続債務を負担していない相続人に対して、相続債権者が債権の履行を請求している場合、(c) 相続人間において相続債務を負担していない相続人に対して、相続債権者が債権の履行を請求し、その相続人が弁済した場合、について分けて検討をしなければならない。

本最高裁判決の事案においては、(a) の場合であり、繰り返しになるが、Xは、相続人間においては相続債務を負担していないので、遺留分に加算することができる債務はないことになる¹⁰⁾。

財産全部を一人の相続人に遺贈する旨の遺言（全部包括遺贈）がされた場合にも、同様な問題が生じ、他の相続人は遺産を取得することはないが、相続債権者からは法定相続分に従って弁済請求される可能性はある。しかし、他の相続人は、まだ、相続債権者から請求を受けてはならず、弁済もしていない時点においては、全部包括受遺者に対して求償することはできない¹¹⁾。

[4] 相続債務を負担しない相続人が相続債務を履行した場合の求償

相続人間では相続債務を負担しない相続人に対して、相続債権者が履行を請求し、その相続人が法定相続分に応じて相続債務を履行した場合には、前述したように、次には、相続人間では相続債務を負担する相続人に対して、相続債権者に支払った額については求償をするとともに、遺留分権に基づき減殺請求することになる。

そして、そのことに関連して、本最高裁判決は、「遺留分権利者が相続債権者から相続債務について法定相続分に応じた履行を求められ、これに応じた場合も、履行した相続債務の額を遺留分の額に加算することはできず、相続債務をすべて承継した相続人に対して求償し得るにとどまるものというべきである。」と述べている。

本最高裁判決は、相続人が相続債権者に弁済したことにより取得した求償権の額を遺留分の額に加算できないとしていることから、遺留分

権に基づく減殺請求と相続債権の履行に基づく求償請求とを区別していることが分かる。求償債権は金額であり、遺留分権も金額となるのであるが、それにもかかわらず、求償権の額と遺留分の額とを区別していることになる。

このような区別を何故しなければならないのかについて検討をする。最高裁昭和五七年三月四日判決¹²⁾は、「遺留分減殺請求権は形成権であって、その行使により贈与又は遺贈は遺留分を侵害する限度において執行し、受贈者又は受遺者が取得した権利は右の限度で当然に権利者に帰属する」と判示して、遺留分権に基づく減殺請求によって、物権的な効果が生じ、減殺請求によって遺留分権者が取得した遺産は遺留分権者に、排他的・優先的に帰属することになる。これに対して、相続債権の履行に基づく求償請求権は債権であり、求償請求権者（相続人間では相続債務を負担しないが法定相続分に応じて相続債務を弁済した相続人）は、相続人間では相続債務を負担する相続人（全遺産を取得した相続人）に対する関係においては、（他のまだ弁済を受けていない）相続債権者と債権者平等の関係に立つことになる。

実は、このような議論は、最高裁平成8年11月26日判決¹³⁾に関連して示されていた。その事案においては、全部包括遺贈によって遺産を取得している相続人が、相続債務を弁済したことにより、遺産を取得していない相続人（遺留分権利者）に対して求償権を取得したという前提¹⁴⁾において、最高裁判決の解説者は、「遺留分権利者は、減殺請求により、・・・相続時に存在した積極財産から相続債務を控除するなどして客観的に算定された割合により持分を減殺対象の相続財産につき当然取得するものであって、受遺者が遺留分権利者に対して有する求償権と遺留分権利者が遺留分減殺により取得した持分と相殺するということは観念できないというべきであろう。¹⁵⁾」と述べている。このような論述からも、遺留分権に基づく減殺請求と相続債権の履行に基づく求償請求とを区別していることが分かるのである。このような違いがあるので、遺留分権に基づく減殺請求と相

続債務の弁済に基づく求償とは区別されると思われる。

〔5〕 相続債務を負担しない相続人が相続債務の履行請求を受けた場合の事前求償や代物弁済請求権の行使

遺言によって遺産を得ていない相続人（甲）に対して相続債権者が法定相続分に応じて履行を求めた場合には、その相続人はそれに応じなければならない。次に、相続債務の弁済をした相続人は、本最高裁判決によると、遺言によって相続債務を全て相続した相続人（乙）に対して求償することができる。しかし、求償しても、遺言によって相続債務を全て相続した相続人（乙）に資力がいない場合には、遺言によって遺産を得ていない相続人（甲）は、相続財産を得ていないにもかかわらず、相続債務のみを負担し、弁済してしまったことになる。現実には、このようなことが起こり得る。

そこで、このようなことが起こらないようにするには、相続債権者から甲に対して弁済の請求がされた際に、甲が弁済する前に、甲は乙に対して事前求償をすることが考えられる。また、相続債権者から甲に対して弁済の請求がされた際に、甲は乙に対して代弁済請求をすることも考えられる。そこで、本最高裁判決に関連して、この二つの方法を取ることが可能であるかについて検討をしたい。

〔6〕 事前求償について

事前求償が認められるのは、民法の規定上においては、債務者の委託を受けて保証をした場合である（460条参照）。甲（遺言によって遺産を取得することができない相続人）は乙（遺言によって全遺産を取得する相続人）の委託を受けて弁済をするのではないので、甲と乙の関係に、事前求償を認める460条の準用があるかが検討されなければならない。

最高裁平成2年12月18日判決¹⁶⁾においては、460条の準用により、物上保証人に事前求償が認められるかが問題となり、判決は、準用を認めず、最高裁判決は、460条の準用の可否については厳格な立場を示したといえる。判決は、「・・・保証の委託とは、主債務者が債務の履

行をしない場合に、受託者において右債務の履行をする責に任ずることを内容とする契約を受託者と債権者との間において締結することについて主債務者が受託者に委任することであるから、受託者が右委任に従った保証をしたときには、受託者は自ら保証債務を負担することになり、保証債務の弁済は右委任に係る事務処理により生ずる負担であるということが出来る。・・」と述べ、これに対して、物上保証の委託は、物権設定行為の委任にすぎず、債務負担行為の委任ではないからとして、物上保証人に事前求償は認められないとした。

その最高裁判決によると、460条の準用が認められるためには、主債務者と債務の履行をする者との間に弁済をするということについての委託のあることが必要である。しかし、遺言によって相続債務を全て相続した相続人（乙）と遺言によって遺産を得ていない相続人（甲）との間においては、弁済についての委託は、当然のことであるが、存在しない。法定によって、甲が相続債権者から弁済の請求を受けた場合には甲はその請求に応じなければならない関係になっているのであり、甲と乙の間には、弁済についての委託をする関係は存在しない。従って、判決によれば、甲と乙との関係に、460条の準用は認められないことになるであろう。

[7] 代弁済請求について

遺言によって相続債務を全て相続した相続人（乙）と遺言によって遺産を取得していない相続人（甲）との間に委任関係はないので、甲が相続債権者から弁済の請求を受けたとしても、甲は乙に対して、650条2項による代弁済請求権を行使することはできない。

しかし、甲が相続債権者の請求を受け弁済することが事務管理にあたるとすれば、702条2項による650条2項の準用により、甲は乙に対して代弁済請求権を行使することができることになる。相続債権者との関係においては、法定相続分に応じて各共同相続人は相続債務を負担することになるので、相続債権者の履行請求に対して甲は弁済に応じる義務を負うことになる。しかし、相続人間においては、乙は相続債務も負

担するので、甲は相続債務を弁済する義務はないにもかかわらず、相続債権者の履行請求に応じ弁済しなければならないことは、甲は、乙のために義務なくして、相続債務の弁済義務を負っていることになり、事務管理に該当することになると思われる。つまり、甲相続人は、甲乙間においては、義務なくして、乙受遺者に代わって相続債務を負担しているということになる。そこで、702条2項による650条2項の準用により、甲は乙に対して代弁済請求権を行使することができることになる。

もっとも、甲相続人が乙受遺者に代弁済請求しても、乙受遺者が資力がなく弁済できない場合には、甲相続人は相続放棄をしていない以上、甲は相続債権の債務者として法定相続分に応じて履行しなければならないことはやむを得ない。

[8] まとめ

遺言により全遺産を相続し相続債務も負担する相続人と相続債務を負担しない相続人とがいる場合、遺留分に基づく減殺請求がされるときに、相続債務はどのように扱われるかについて検討をした。検討をする際には、(a) 相続人間において相続債務を負担していない相続人に対して、相続債権者が債権の履行を求める可能性のある場合、(b) 相続人間において相続債務を負担していない相続人に対して、相続債権者が債権の履行を求めている場合、(c) 相続人間において相続債務を負担していない相続人に対して、相続債権者が債権の履行を求め、その相続人が弁済した場合、に分けて議論をすべきであると考えた。

本最高裁判決の事例は、(a) の場合であり、判決は、3点（①「相続人間においては、当該相続人が指定相続分の割合に応じて相続債務をすべて承継することになる」、②「各相続人は、相続債権者から法定相続分に従った相続債務の履行を求められたときには、これに応じなければならない」、③「相続人のうちの一人に対して財産全部を相続させる旨の遺言がされ、当該相続人が相続債務もすべて承継したと解される場合、遺留分の侵害額の算定においては、

遺留分権利者の法定相続分に応じた相続債務の額を遺留分の額に加算することは許されない」について判断を示した。それは妥当であると考ええる。

本最高裁判決は、(c) の場合についても判断（「遺留分権利者が相続債権者から相続債務について法定相続分に応じた履行を求められ、これに応じた場合も、履行した相続債務の額を遺留分の額に加算することはできず、相続債務をす

べて承継した相続人に対して求償し得るにとどまるものというべきである。」）を示しているが、これは、事案とは関係がないので、傍論にとどまることになる。さらに、(b) の場合については、本最高裁判決においても触れられていないので、本評釈において、[5]・[6]・[7]で、独自に検討をした。

注)

- 1) 相続人ではない者に遺言者の有する財産を包括遺贈する場合については、別に論ずる必要がある。
- 2) 内田恒久・判例による相続・遺言の諸問題（平成14年）177頁参照。
- 3) 東京高判昭和45・3・30判時595・58、東京高判昭和60・8・27家月38・5・59判時1163・64、札幌高判昭和61・3・17家月38・8・67など。
- 4) 民集45巻4号477頁。
- 5) 我妻栄＝立石芳枝・法律学体系コンメンタール親族法・相続法（昭和27年）430頁、北川善太郎・親族・相続（平成6年）191頁、中川善之助＝泉久雄・相続法（4版）（平成12年）253頁、有地亨・新版家族法概論（補定訂版）（平成17年）352頁など。
- 6) 新版注釈民法27巻（有地亨担当）（平成元年）206頁参照。また、横田正俊・民法の話（昭和43年）839頁は、「債務の承継は、指定相続分または法定相続分によってきめられ」と述べる。
- 7) 同様の考え方は、大審院昭和5年12月4日決定民集九巻1118頁にも見られる。大審院昭和5年12月4日決定は、金銭債務のような可分債務について、対債権者との関係においては、相続分の割合で相続人間に分割されるという判断を示している。
- 8) 我妻＝立石・前掲・431頁、中川＝泉・前掲・258頁、中川淳・相続法逐条解説上巻（昭和60年）221頁、前掲新版注釈民法27巻（有地担当）207頁。
- 9) 本山敦「判例評釈〔家族〕相続債務と遺留分の関係」判夕1263・70参照。
- 10) 最高裁平成8年11月26日判決民集50巻10号2747頁は、遺留分の侵害額は、1029条、1030条、1044条、1028条によって「算定した遺留分の額から、遺留分権利者が相続によって得た財産がある場合はその額を控除し、同人が負担すべき相続債務がある場合はその額を加算して算定するものである。」としている。
- 11) 名古屋弁護士会法律研究部編・Q&A遺留分の実務（大津千明担当）（平成13年）116頁参照。
- 12) 最高裁昭和57年3月4日判決民集36巻3号241頁。
- 13) 民集50巻10号2747頁。
- 14) このような前提が成り立つのかについては議論がある。包括遺贈によって全遺産を取得している相続人は、相続債務を弁済したことにより、遺産を取得していない相続人に対して求償権を取得することになるのかについては議論がある。
- 15) 大坪丘「被相続人が相続開始時に債務を有していた場合における遺留分の侵害額の算定」最高裁判所判例解説民事編平成8年度（下）（7月～12月分）989頁。
- 16) 民集44巻9号1686頁。

